

PCT—特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)

の概要

横田 和 男

はじめに

特許法（実用新案法）は、民法、刑法などの法律と違い、技術を扱っているということから、本質的に国際性というのを内包していると思う。昔から「工業所有権の世界に国境はない」ということがいわれているが、国際化が遅れていたのは各国の導入事情や歴史的背景の相違などがあったからで、本来国際的なものであると思う。今日の経済社会では商品、資本、技術などいろいろな面で国際的な交流が急速に進んでおり、技術開発も大型化、高度化、システム化し、新技術開発の成果が世界各国において保護されることが求められている。

PCTは、こうした要請に答えるための特許の分野における新国際ルールである。

ところで、日本は資源が少ないので、貿易立国でやらなければならない。貿易立国ということとは、国際的な競争力を我が国の経済力が持っているということであり、特に技術の進歩は激しく進んでいるので、その進んだ技術をどんどん取り入れていかなければならないと思う。

日本は戦後、欧米からいろんな技術を取り入れており、この30年間にほとんど取り入れるべきものは入れた感がする。しかし、最近では日本自身が日本の力で技術を開発しなければならない時代になったようである。それは、昭和47年ごろから日本の技術輸出が非常に増えてきて、新規契約分だけを見ると、昭和50年は輸入より輸出の方が5割ほど金額的に多くなったという数字が明りょう

に語っている。日本がさらに発展していくためには、自主開発をしてクロスライセンスを通じて良い技術を導入しなければならないになっている。

国際間の技術交流において特許権の重要性はあらためていうまでもないが、日本からの対外国出願は最近増えつつあるとはいえ、欧米先進国と比較して、まだまだ少ないといえる。日本の場合外国への出願が国内出願の約2割であるのに対し、米国は国内出願の1.5倍あり、また、ドイツ、フランスは2倍である。また、1発明当たり平均して何個国に出願しているかということ、日本は3.5個国、米国は6.6個国、ドイツの場合は米国とほぼ同数である。対外国出願は海外市場をよく守るといわれているし、技術が世界中に波及し、商品が世界の各国に輸出されていく今日においては、対外国出願を伸ばすことがますます必要となっている。

日本における外国出願が少なかったのには、言語、費用などの制約に一因があったであろうが、我が国において、去る10月1日に発効したPCTルートによる出願をすることにより、従来のパリルートより有利になるものと思う。

PCTとは、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)の略称であり、外国への出願手続を能率化するPCTは、外国特許取得のためのかっこうの場を提供するものといえるであろう。それでは以下、一説では、特許の世界においてパリ条約(1883年採択、我が国は1899年に加盟)以来の画期的な条約であるといわれているPCTについて、その概要を説明する。

注) 筆者は特許庁審判官

1 PCT の沿革

PCT は、1966年9月米国の提案に基づいて検討が開始され、1970年6月19日のワシントン外交会議において採択され、署名開放期間の1970年末までに調印したのは全部で35個国である。

我が国は、立案当初の1967年から審議に参加し、ワシントン外交会議において調印した。

その後、各国は PCT 批准の準備を進めてきたが、1977年10月24日イギリスの批准書寄託により、PCT 発効に要する諸条件が満たされることとなり、その3ヶ月後である1978年1月24日に PCT は発効し、6月1日から出願受付が開始された。その間、1978年4月、ジュネーブにおいて PCT 同盟第1回総会が開催され、日本、オーストリア、スウェーデンおよびソビエト連邦の各特許庁と欧州特許庁が国際調査機関、国際予備審査機関として、米国特許庁が国際調査機関として、そして、イギリス特許庁が国際予備審査機関として選定された。ただし、日本およびオーストリアについては、まだ加盟に至っていないことから、批准書を寄託することを条件としての選定であった。

そして、我が国は、1978年7月1日に批准書を寄託し、10月1日に PCT の締約国となり、出願受付を開始するとともに、国際調査機関および国際予備審査機関として行動することとなった。

10月1日における PCT 加盟国は、我が国を含め19個国となり、批准書の寄託順に列記すると次のごとくである。

中央アフリカ、セネガル、マダガスカル、マラウイ、カメルーン、チャド、トーゴ、ガボン、米国、西ドイツ、コンゴ、スイス、イギリス、フランス、ソビエト連邦、ブラジル、ルクセンブルグ、スウェーデン、日本。

2 PCT の特徴

PCT は、

- (1) 同一の発明についての複数国において保護が求められた場合の出願人および各国特許庁の双方における時間、労力、費用などの節減をはかるとともに、各締約国において安定した特許が付与される可能性を高めることを目的とした国際出願制度の創設

- (2) 締約国間での技術情報の有効な利用および開発途上国の発明保護のための、法律制度の効率を高めることを目的とした技術サービスの提供

との二つの柱からなる。

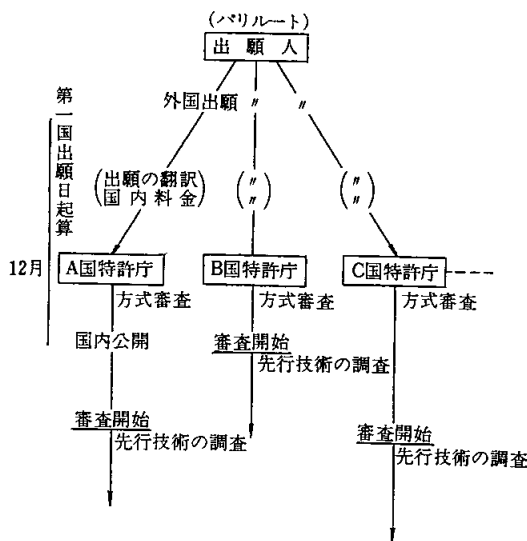
国際出願制度について、もう少し説明すると、国際出願制度は、出願手続および方式審査の統一、国際調査、国際予備審査からなっている。出願人は、PCT に定められた要件に従った一つの出願書類を作成し、かつ、その願書に指定国を記載して受理官庁に出願すれば、その出願の日に各指定国において正規の内国出願があったものと見なされ、各国ごとに異なった様式で出願書類を作成する必要はない。その後、国際出願は、国際調査機関による国際調査がなされ、その結果作成される国際調査報告（サーチレポート）とともに、国際事務局において国際公開が行われる。

国際調査報告は出願人および各指定国に送付されるが、出願人にとって各指定国への手続の継続の有無の判断資料となり、各指定国では審査の参考資料としてそれぞれ利用される。国際予備審査は、出願人が請求したときのみその国際出願に対して行われる。請求に基づき国際予備審査機関は国際予備審査を行い、国際予備審査報告を作成する。この報告も国際調査報告と同様に、出願人および各選択国（出願人が国際予備審査の結果を利用することを意図する締約国）で利用される。これら国際調査報告および国際予備審査報告のいずれも各特許庁の審査用参考資料の一つであって、その国での実体審査を何ら拘束するものではない。

以上、PCT の特徴を述べたが、従来から在るパルルート（第1図）を用いて複数国へ出願する場合と、PCT ルート（第2図）を利用して出願する場合の書類の流れを対比すると、その差異がわかりやすいと思われるので、第1図と第2図を参照していただきたい。

3 PCT の内容

それでは、次に PCT に基づく国際出願に関する手続の主たる内容につき、そのメリットとともに以下に述べる。



第1図 パリルート

(1) 国際出願

1) 国際出願をすることができる者

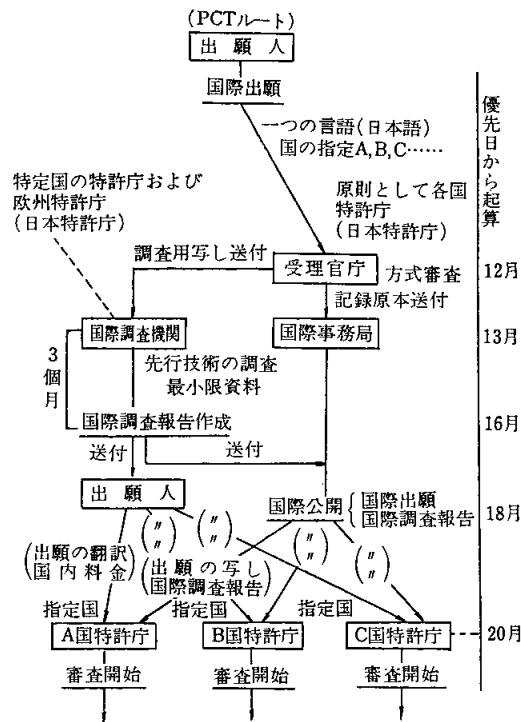
PCT ルートを用いてなされる出願は、国際出願と称される。そして、原則として PCT を締約した国の国民は、自由に PCT ルートを用いて国際出願をすることが可能である [PCT 第9条]。もちろん、パリルートを用いて出願してもよいことはいうまでもない。その選択は全く出願人の自由である。その他、EPC (ヨーロッパ特許条約) も発足しており、どの出願ルートを選択するかは自由であると同時に、その決定は出願人にとって大きな特許戦略となるであろう。

2) 国際出願をする場所

通常、出願は、日本の場合は日本特許庁に提出するわけであるが、国際出願はどこに提出するのであろうか。PCT は、その場所を「受理官庁」に行くと定めている [PCT 第10条]。受理官庁とは、原則として各締約国の国内官庁(特許庁)であるので、日本の出願人は日本の特許庁に国際出願を提出することとなる。

3) 国際出願の使用言語

国際出願は何語で作成すればよいのか。PCT はその国際出願について後述する国際調査を行う機関が指定する言語によると定めており [PCT に基づく規則(以下「規則」という。)12.1]、日本



第2図 PCTルート

特許庁は前述のごとく国際調査機関になっているので、日本人の場合は日本語で作成する。

4) 方式要件, 指定国

国際出願はどのような書類を提出すればよいのか。PCT は、国際出願をする場合、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面および要約からなる出願書類を提出することとしている [PCT 第3条(2)]。そして、各種様式上の要件に従って、日本語で作成し、受理官庁である日本特許庁の窓口に提出する。その際に国際出願の願書の所定の個所に、出願人が権利の取得を望む国名を列記する。そのような国が『指定国』といわれるものである。指定国は、必要なだけの国を指定することができるが、後で追加できないので注意していただきたい。次に受理官庁は、その国際出願がPCT に定めた一定の方式要件を満たしているかどうかの方式審査を行う。この方式審査は、大別して、

- ① 国際出願日を付与するのに必要な方式要件 [PCT 第11条]
 - ② 国際出願日の付与に影響を与えない他の方式要件 [PCT 第14条]
- の点検がある。

①のものとして、出願人適格、使用言語、国際出願をする意思の表示、少なくとも一つの国の指定、出願人の氏名（または名称）の表示、外見上明細書と思われる部分、外見上請求の範囲と思われる部分の有無のような、出願の本質的要件にかかわる事項が含まれており、これらの要件を満たしていれば、国際出願日が付与される〔PCT 第11条(1)〕が、欠陥がある場合には、国際出願日は付与されず、受理官庁は、出願人に対して必要な補充をすることを命ずる。そして、補充によって欠陥がなくなったならば、その時点で国際出願日が付与される〔PCT 第11条(2)〕。この国際出願日の有する効果が PCT における大きな特徴の一つである。つまり、従来のパリルートでは、先の第1図で示したように、優先権を主張して、各国の方式要件に合う形に出願書類を作成し、第一国出願日から12ヶ月以内に、A、B、C……国に対して別々に出願手続を取る必要があったわけであるが、PCT ルートによれば、日本の受理官庁で国際出願日が付与されれば、その国際出願は、その国際出願日における前記各指定国 A、B、C……での正規の国内出願としての効果を有し、かつ、その国際出願日が各指定国における実際の出願日と見なされることとなり、各国での出願日を確保する目的では、各国別に出願書類を作成する必要はなく、日本国特許庁への手続のみで可能なわけである。

次に②のものとしては、署名、発明の名称、要約などの有無および様式上の要件〔規則11で定められた要件、例えば紙質、用紙の大きさ(A 4判)、余白、用紙のページ付けなど〕のような、①に比べて比較的軽微な事項が含まれる。これらの要件について欠陥がある場合には、受理官庁は、出願人に対して補充をすることを命じ、出願人からの補正書などの提出により要件が満たされれば、当該国際出願に関する手続は続行する。要件が満たされないときには、当該国際出願は取り下げたものと見なされる〔PCT 第14条(1)(b)〕。

5) 国際事務局、記録原本、調査用写し

以上で、出願手続は完了したこととなり、それからしばらくは、出願人は何の手続もする必要はない。その間に、受理官庁は、国際出願の1通を保持し、国際出願の写し1通を、PCT ルートに

おけるいわば中央官庁である国際事務局に送るとともに、他の1通を、国際調査機関に優先月から13ヶ月以内に到達するように送付する〔PCT 第12条(1)〕。写しのうち前者を記録原本、後者を調査用写しと称する。

国際出願は、さらに、国際事務局によって各指定官庁に送達される〔PCT 第20条(1)(a)〕。

(2) 国際調査

通常の国内出願の場合には、出願課を通った出題は、その後、実体審査に付され、出願人は拒絶理由通知あるいは公告決定などの通知を受けるわけであるが、PCT ルートによる国際出願の場合は、出願手続完了後、ただちに前記した指定国の特許庁での実体審査に付されるのではなく、その間に幾つかの処理が当該出願に対してなされる。その一つが国際調査といわれるもので、方式の統一と並び PCT の持つ効果である。

1) 国際調査の目的

パリルートを用いて外国に出願する場合には、優先権期間である12ヶ月の間に、当該出願について先行技術が存在するかどうかの報告（拒絶理由通知）を受けることなく、したがって、自己の発明が出願先で特許になるかどうかについて判断ができないままに、相当の費用をかけて外国語に翻訳をして出願手続を行っているのが実情である。翻訳などをする以前に先行技術の存在の有無についての確実な情報を出願人が入手できるとすれば、出願を継続するかあるいは取り下げるかを判断でき、不必要な経費を費やすことがなくなるはずである。先行技術の存在を出願人に早い時期に提供しようというのが、国際調査の目的の一つである。

また、パリルートにおいては、各国特許庁は、同一の発明について、それぞれの調査資料に基づき、別個にサーチを行っているわけで、サーチのために重複した労力を費やしている。このような重複した先行技術の調査作業を一本化して、そのむだを省こうというのが国際調査の第二の目的である。

2) 国際調査の手続

それでは、それらの目的を達成するために、PCT はどのような手段を講じているのであろうか。PCT はそのために国際調査機関という調査専門機関を設け、そこですべての国際出願に対し所定の期間内に、当該出願の発明についての先行技術の存在の有無を調査するとともに、その調査結果を国際調査報告（サーチレポートと称される。）の形にまとめて、出願人および国際事務局を介して各指定国の特許庁に送付するようにしている。

3) 国際調査機関

前記した国際調査の目的の一つである各国特許庁が、同一技術内容の出願に対して重複してサーチすることをなくすためには、一つには、すべての国際出願の国際調査を受け持つ単一の調査機関を新たに設立することが考えられ、他の方法としては、すべての国際出願を何らかの条件のもとに仕分けをし、複数存在する調査機関のいずれか一つにより、その調査を行わせることが考えられる。PCT は、国際調査の質の均一性の観点から、前者の方法を理想としつつ、現実面との兼ね合いで後者を採用し、PCT 同盟の総会が、複数の国際調査機関を選定することとしている [PCT 第16条]。

現在、国際調査機関に選定されたのは、前記1項で述べたごとく、日本を含め5個国の特許庁および欧州特許庁である。そして各国調査機関は、どの受理官庁に出願されたもので、かつ、何語で記載されたものについて国際調査を行う、というように、いわば自己の受持分についての約束をする。

日本国特許庁は、日本の受理官庁に対し日本語でなされた国際出願については、国際調査を行うと約束している。その結果として、前記(1)―(5)で記載の調査用写しは、特許庁の出願課（受理官庁）から、特・実審査部（国際調査機関）へ送付されることとなり、そこで、当該国際出願について以下に示す所定の資料に基づき、先行技術の存在の有無を調査すべく、国際調査を行うこととなる [PCT 第15条(4), 第16条(1)。]

4) 最小限資料

国際調査機関が複数存在すれば、どうしてもその調査結果にばらつきが生じ、質の不均一を避けることができない。そこで、その手当てとして、PCT では、各国際調査機関が少なくとも調査しなくてはならない資料を「最小限資料」という名で規定している [規則34]。

「最小限資料」の範囲に含まれるものは、概略次のような資料である。

① 日本、米国、スイス、ソビエト連邦、西ドイツ、フランスおよびイギリスの7個国において、1920年以降に発行された特許文献。

ただし、日本語およびロシア語が公用語でない国際調査機関は、以下に記すサーチレポートの作成にあたって、日本およびソビエト連邦の特許文献については、その英文要約のあるもののみを調査すればよいこととしている。

- ② 特定の技術雑誌（国際事務局により一覧表において公表される170種ほどの雑誌）
- ③ その他、PCT の定める手続のもとに発行される国際公開公報 [後記(3)項参照] など。

5) 国際調査報告（サーチレポート）

国際調査機関は、国際出願に対し国際調査を行った結果を国際調査報告として作成する。その報告には、その発明が特許性を有するか否かなどの、いわゆる実体要件についての判断は何ら記載されず、原則として、最小限資料および他の調査資料を調査する [PCT 第15条(4)] ことにより得られた関連先行技術文献が列記される [規則43.5] にすぎない。そして、その報告は、原則として出願日（優先日） [その出願が優先権主張を伴う場合はその第1国出願日、伴わない場合はその出願の国際出願日] から16ヶ月以内に作成され [規則42]、出願人に送付されることとなる。

出願人はサーチレポートを受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書の形式により、請求の範囲についてのみ1回に限り補正をすることができる機会が与えられる [PCT 第19条(1)]。

(3) 国際公開

国際出願の写し1通を各受理官庁が国際事務局に送付することは、先に(1)―(5)で述べたが、国際

事務局は、その写しを原本として保管しておくとともに、優先日から18ヶ月経過後すみやかに国際出願を公開公報の形で公開する〔PCT 第21条(2), 規則48.2(a)〕。国際公開といわれるもので、日本の特・実出願の出願公開ときわめて類似した性格のものである。しかし、国際公開においては、単に国際出願の書類ばかりでなく、前記した国際調査報告も同時に公開される。

1) 国際公開の言語

国際公開に際しては、何語で公表するのであるか。PCTにおいては、国際出願が日本語、英語、ドイツ語、フランス語またはロシア語でなされている場合には、その原語のままに公表し、他の言語の場合には英語に翻訳したものを公表する。ただし、国際調査報告および国際出願の一部である要約は、原語および英語の翻訳の双方を公表する〔規則48.3〕。

2) 国際公開の効果

国際公開の指定国における効果は、我が国の場合における国内出願の出願公開の効果（特許法第65条の3に規定する補償金請求権）と異なるであろうか。PCTは、その点、当該指定国の国内法令が審査を経ない国内出願の強制公開について定める効果と同一とするとしているので、我が国を指定国とする国際出願につき、国際公開がなされると補償金請求権が生じることとなる。その効果の発生時期については各指定国が定めることができるとしている〔PCT 第29条〕。

以上、すべての国際出願がジュネーブにある国際事務局において一括して統一された形式で公表されること、英語で翻訳された国際調査報告および要約が添付されることなどから、国際公開公報は、調査がかなり容易になり、数ある特許情報の中でも有用性の高い技術情報として利用されるであろう。また、国際公報の書誌的事項ではその出願の指定国のすべてが表示されるので、その発明がいかなる国々に出願されるかを知ることができるのは、同業他出願人にとって大きなメリットになるものと思う。

(4) 国際予備審査

1) 国際予備審査の目的、効果

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明に新規性、進歩性（自明でないこと。）および産業上の利用可能性があると思われるかどうかの問題について、予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的としている〔PCT 第33条(1)〕。したがって、国際予備審査の結果が締約国における特許性を決定してしまうものではない。あくまで審査用参考資料であって、国内段階での審査に利用するか否かは締約国の自由である。国際予備審査の結果は、国際予備審査報告として出願人および国際事務局を通して選択官庁〔出願人が国際予備審査の結果を利用することを意図する締約国（選択国といい、指定国のうちから選択することになる。）の国内官庁〕に送られる〔PCT 第35条, 第36条〕。

国際予備審査報告が入手できるようになると、出願人にとっては、当該発明の特許性についての、一層有力な判断材料となり、もし、特許を受ける可能性がきわめて少ないと判断される場合には、その後の出願手続を断念することにより、むだな出願費用の出費を避けることができるし、また、請求の範囲を補正すれば特許を受けられる可能性があると判断されれば、必要な補正を国内段階における審査が開始される前に選択官庁へ提出することもできる。一方、選択官庁にとっては、報告を利用することにより、その国における審査の労力を節約することもできる。特に充実した審査システムを有しない発展途上国の選択国に対して有益なものと考えられる。

2) 国際予備審査の請求

国際出願は、国際予備審査の請求（この請求は国際出願とは別個に行う。）により、はじめて国際予備審査の対象となる〔PCT 第31条(1)〕。しかし、すべての締約国の出願人が国際予備審査の請求を行えるのではなく、原則として第2章（国際予備審査）の規定に拘束される締約国の居住者または国民に限られる〔PCT 第31条(2)〕。また、国際予備審査の請求は所定の言語および形式で作成されることが必要である〔PCT 第31条(3)〕。言語としては国際出願において使用した言語、または国際予備審査機関が翻訳文を要求する場合はその要求の言語が用いられる〔規則55〕。また、請求に含まれる事項には、

- ① 申立て
- ② 出願人および代理人の表示
- ③ 国の選択
- ④ 出願人の署名

などがある〔規則53.2〕。

国際予備審査の請求が行える時期については別段の定めはないが、国内段階での審査が始まってから請求を行っても、出願人は、前記効果を得ることができない。したがって、遅くとも国内審査が始まる（原則として優先日から1年8ヶ月）前に請求が行われている必要がある〔締約国の選択が、優先日より1年7ヶ月を経過する前にされた場合には、当該締約国の国内官庁は、原則として優先日から2年1ヶ月を経過するときまで、国内審査を開始することができないことになっているPCT第40条〕。

3) 国際予備審査機関

国際予備審査は国際予備審査機関が行う〔PCT第32条(1)〕。この国際予備審査機関は、国際調査機関と同様に総会が選定することとなっている〔PCT第32条(3)〕。

現在、国際予備審査機関に選定されたのは、前記2項で述べたごとく、日本を含め5個国の特許庁と欧州特許庁である。

出願人が国際予備審査の請求を行う国際予備審査機関は、国際出願のなされた受理官庁によって特定される〔規則59〕。

日本を受理官庁とする国際出願は、日本国特許庁が国際予備審査機関として指定されているので、日本国特許庁へ国際出願をした出願人は、我が国特許庁へ国際予備審査の請求を行えばよいことになっている。出願人によって国際予備審査の請求がなされると、調査用写しとともにサーチレポートが特・実審査部（国際予備審査機関）へ送付されることとなり、そこで（国際出願と同時に国際予備審査請求がなされたものについては、国際調査が行われていないのでサーチレポートは付いていない。この場合は特・実審査部では国際調査と併行して、当該国際出願について、規定された基準により国際予備審査を行うことになる〔PCT第33条(5)〕。

4) 国際予備審査機関における手続

国際予備審査を請求した出願人は、国際予備審査報告が作成される前〔国際予備審査報告は原則として開始後6ヶ月以内に作成する。規則69.1〕に、請求の範囲、明細書および図面を補正することができる〔PCT第34条(2)(6)〕。そして、国際予備審査は、補正書が提出されている場合には、それを考慮して始められる。国際予備審査の開始は、PCT第19条の規定に基づく補正書、出願人からの開始の希望通知などの書類を国際予備審査機関が受領したときである〔規則69.1(b)〕。

国際予備審査機関が、いずれかの請求の範囲について国際調査報告が否定的になると認めた場合などには、出願人は国際予備審査機関より少なくとも1回は書面による見解を示されることになる〔PCT第34条(2)(c)〕。そして、出願人は、この見解に対し補正などにより答弁を行うことができる〔規則66.3〕。この答弁の期間は通常2ヶ月となっている〔規則66.2(d)〕。

国際予備審査の結果は、所定の形式で国際予備審査報告として作成されるが、国際予備審査機関は、これを出願人および国際事務局に送付する〔PCT第36条(1)〕。国際事務局は、国際予備審査機関より送付された国際予備審査報告を各選択官庁に送達する〔PCT第36条(3)〕。

(5) 国際出願の国内段階での審査

前記(1)～(4)項で国際出願の提出からサーチレポートの入手までの、いわゆる国際段階での手続の概要について述べたが、当該出願が各指定国の国内法令に基づき処理が開始されるための条件、手続はどうなっているのだろうか。

1) PCTと各国内特許法

PCTは、国際出願の受理、サーチレポート、国際予備審査報告（請求のあったもののみ）の作成までを行うこととし、実体審査、特許の付与については各国がそれぞれ自国の国内法令に基づいて行うようにしている。そして、PCTはその手続の最終段階として、国際出願が国内出願に衣替えするための条件を定めている。その条件を満たして各指定国に対し手続を行えば、以後は、各国の国内法令に基づく通常出願として、その国際出願は取り扱われることとなる。

2) 翻訳文などの提出, その期限

各指定国の国内法令に基づき手続が続行されるための条件とは、各指定国の言語への国際出願の翻訳文の提出および所定の国内手数料の納付とを出願人が、優先日から1年8ヶ月以内に手続の続行を希望する指定国へ行うことである [PCT 第22条]。国際出願の時点で各指定国における通常の国内出願としての出願日は確保されているわけであるが、そのままでは各国での権利の取得への道は開かれないということである。日本語で国際出願はできるとしても、他の国 (PCT 加盟の例えば米国, 西ドイツ) での権利を望む場合には、優先日から1年8ヶ月以内に、英語、独語への翻訳文を作成し、かつ、各国が要求する国内手数料を支払わなければならない。もし、そのような手続をなさなかった場合には、各国における通常の国内出願の取下げ効果と同一の効果をもって、国際出願の効果はその指定国において消滅してしまう。

3) 指定国への手続における PCT の効果

パリルートの場合、優先期間は1年であるのに対し、PCT ルートによれば各指定国への翻訳文などの提出期限は優先日から1年8ヶ月であるので、権利の取得を望む指定国への手続期間が、PCT ルートでは実質的に8ヶ月延長されたといえることができる。なお、優先日から1年7ヶ月以内に国際予備審査の請求をした場合は、選択国が留保しない限りさらに5ヶ月延長することができる [PCT 第39条]。出願人にとっては、この期間の延長は、当該発明に対する再評価、マーケットリサーチなどの結果による指定国の最終決定のために時間的余裕が与えられることになる。さらに、優先日から1年4ヶ月以内に、すなわち、指定国への手続終了期限の少なくとも4ヶ月前にはサーチレポートを入手できることから、より正当な当該発明の特許性の判断を行うことが可能になり、手続の続行を行うか否かの判断ができることは、出願人にとってメリットである。サーチレポートを見た結果、特許性が否定的であると判断し、出願を取り下げた場合には翻訳は不要となり、先行技術を知らないで出願を進めることによるむだな労力、費用の節減をはかることができる。

4) 各指定国での実体審査

以上で、PCT での出願手続は終了である。あとは出願人は翻訳文などを提出した指定国の特許庁からのアクションを待たばよいわけである。(指定国が「審査請求制度」を採用している場合は、別途その請求をすることが必要となる。) 各指定国の特許庁では、国際事務局から送られてくる国際出願の写しとサーチレポート、国際予備審査報告 (選択国となっている場合のみ)、ならびに翻訳文とをもととして、自国の特許法に基づく通常の出願と全く同じように実体審査の手続を行っていくこととなる。実体審査に際し、サーチレポートおよび国際予備審査報告は単なる参考情報に過ぎず、何ら拘束力を持つものでないことは先に述べたとおりであるが、審査に当たってのきわめて有効な参考情報として活用されるであろう。

以上で、PCT の出願手続およびそれに伴うメリットにつき説明を完了したわけであるが、出願人がこのような手続をし、それなりの利益を得るためには、それ相当の費用が必要なわけである。以下 PCT 出願にかかわる諸手数料の種類、額について述べる。

5) 主な手数料

① 国際手数料

これは、国際事務局が PCT 出願を処理するための手数料として出願人に要求するもので、その額は規則に定められており、

国際出願については規則15により、

- ・基本手数料……用紙が30枚まで、165合衆国ドルまたは300スイス・フラン……*30,400円
- 用紙が30枚を超えるとき、1枚につき3合衆国ドルまたは6スイス・フラン……*500円
- ・指定手数料……1指定国につき、40合衆国ドルまたは80スイス・フラン……*7,300円

また、国際予備審査の請求については規則57により、

- ・取扱手数料……1件につき、50合衆国ドルまたは96スイス・フラン……*9,100円

- ・国際予備審査報告の翻訳文の作成を要求する
選択国を選択したとき

……その1国につき、50合衆国ドルまたは96スイス・フラン……*9,100円

となっている。[*印を付したものは、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願などに関する法律施行規則第80条の規定により特許庁長官が告示した本邦通貨の金額]

② 送付手数料, 調査手数料, 予備審査手数料

送付手数料は、受理官庁がPCT出願を処理するために、調査手数料は、国際調査機関がPCT出願に対し国際調査を実施するために、予備審査手数料は、国際予備審査機関が、予備審査の請求のあった国際出願に対し国際予備審査を実施するために、必要な料金をそれぞれ出願人に要求するものである〔規則14.1(a), 16.1(a), 58.1(a)〕。その額については、各受理官庁、各機関がそれぞれ独自に定め得ようになっている〔規則14.1(b), 16.1(b), 58.1(b)〕。我が国の場合は、いくらに定められたか。その金額は特許協力条約(PCT)に基づく国際出願などに関する法律施行令第2条で定められている。すなわち、

- ・送付手数料 } ……1件につき……40,000円
- ・調査手数料 }
- ・予備審査手数料……1件につき……12,000円

③ 各種手数料の支払先, その支払通貨

各種手数料を要求する機関はそれぞれ異なるのであるが、出願人が支払うに当たっては、必要なすべての手数料は受理官庁(すなわち、日本の場合は、特許庁の受付窓口)に支払えばよい〔規則15.3(a), 16.1(b)〕。ただし予備審査手数料および取扱手数料は直接、国際予備審査機関に支払うことになっている(規則57.3(a), 58.1(c))。受理官庁が支払われた手数料を各機関に必要なに応じて送付する。また、支払通貨については、受理官庁、国際予備審査機関の定める通貨により支払うこととなっている。

日本の特許庁は「円」で金額を定めているので、出願人は「円」で支払うことになる。さらに具体的にいえば、上記手数料のうち②のものは収入印紙により、また、①のものは特許庁長官が告示した国際事務局の銀行口座〔榊東京銀行内幸町支店, WIPO-PCT, Geneva, 43286〕に所定の

金額、すなわち、上記*印を振り込み、この銀行が発行する振込済証により支払うことになる。

以上で、PCT出願にかかわる主な手数料がどのくらいかがわかってもらえたと思う。ところで、出願費用につき、PCTルートは、パリルートによる場合に比較して、果たして有利なのであろうか。出願方式・手続の統一、サーチレポートの利用などは出願費用の軽減につながるものと考えられるが(サーチレポートの結果によって出願を取り下げた場合には、対外国出願のうちきわめて大きな部分を占める翻訳が不要となるので、このようなケースでは、当然PCTルートの方が有利であることはいうまでもない。)、一方で諸手数料が余分に加わるなどして、一概にはいえず、正確な費用の比較はなかなか困難であり、特に代理人の費用などを含めるとなお困難になってくる。従来から一般論として4個国以上に出願する場合には費用は軽減されるといわれているが、実際のところやってみなければわからないというのが実情のようである。

おわりに

以上で、PCTの概要と特に出願人にとってのメリットについてのおおよその説明を終えた。資源を持たない我が国が、世界経済の中で独自の地位を確保するためには、優秀な技術を基礎とした技術立国を目指していかなければならないが、そのためには、今後とも新技術の開発を強く推し進めるとともに、その保護を図り、海外市場を守るため、外国への出願を積極的に行うことが必要であろうと思う。PCTが外国出願を容易にし、多くのメリットがあることをはぼわかってもらえたかと思うが、今後、PCTが各企業の特許管理において大きな意味を持つであろうとともに、その効果的な活用いかんが、企業活動の国際的進展を左右することとなるとさえいえるかも知れない。最後に、我が国において、PCTの利用価値を高め、出願人にとってPCTを魅力的なものとするためには、特に、国際調査機関として我々日本特許庁がつくるサーチレポートが信頼されるものでないといけないが、この点、責任の重大さを感じるとともに、一層努力しなければならないと思っている。